



佐賀県公報

平成18年
4月21日
(金曜日)
第 12745号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告 示

- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の供用開始
- " "

公 告

- 大規模小売店舗立地の新設に関する取下げ

- 土地改良区役員の就退任届

- " "

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

- 土地改良区員の就任届

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく公聴会の開催

○ 告 示

(公 告) 四

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠四角五七三番一地先から 小城市牛津町乙柳字立籠三角六七八番一地先まで	平成一八・四・二二

● 佐賀県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年四月二十一日から平成十八年五月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区 道 路 の 間	佐賀県知事 古川 康	
		変更前 幅員	変更後 幅員
県道 川上牛津線	小城市牛津町乙柳字立籠四角五 七三番一地先から 小城市牛津町乙柳字立籠三角六 七八番一地先まで	七三番一地先から 小城市牛津町乙柳字立籠三角六 七八番一地先まで	七七・〇
	前	二〇・〇	二二・〇
	四・一	六・五	七四・〇

● 佐賀県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年四月二十一日から平成十八年五月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

● 佐賀県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年四月二十一日から平成十八年五月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		
	区間	変更前 後の別	区域
一般国道 一六四号	三養基郡みやき町大字市武字宮 田八五八番九地先から 本松八八一番八地先まで	後 一六・四	一九・九 一一〇・一一 メートル 延長
	三養基郡みやき町大字市武字宮 田八五八番九地先から 三養基郡みやき町大字市武字四 本松八八一番八地先まで	前 九・八	一一・五 一一一・八 メートル 延長

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄伊万里 線	武雄市武雄町大字富岡字五ノ角八九七五番地先から 武雄市武雄町大字富岡字向九九一七番二地先まで	平成一八・四・一七

○公示

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その区間を表示した図面は、平成十八年四月二十一日から平成十八年五月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 一六四号	三養基郡みやき町大字市武字宮田八五八番九地先から 三養基郡みやき町大字市武字四本松八八一番八地先まで	平成一八・四・一一 先まで

○佐賀県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

平成18年2月6日付け佐賀県公報第12713号で公告の大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出については、次のとおり取り下げられました。

平成18年4月21日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル伊万里店

伊万里市二里町大字笠尾甲2456番3

2 取下げを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 永田 久男

福岡市東区多の津一丁目12番2号

3 取下げ年月日

平成18年4月5日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土井外坂

口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年4月21日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	松永 正則	三養基郡みやき町大字坂口1091番地	平成18年3月31日退任
"	江島 政治	" " "	1734番地1 "
"	前田不二夫	" " "	953番地 "
"	松永 健	" " "	2311番地の3 "
"	中川原清治	" " "	1772番地 "
"	福田 康道	" " 大字天建寺3324番地	"
"	小柳 信雄	" " "	3654番地36 "
"	島崎 清孝	" " "	3687番地 "
"	田中 放也	" " "	3880番地 "
"	森 英樹	" " "	3888番地 "
監事	江島 正信	" " 大字坂口1795番地の1	"
"	鷲崎 寛志	" " 1541番地	"
理事	森 信行	" " 大字天建寺3434番地	"
"	江島 智平	" " 大字坂口1300番地	"
"	中川原保司	" " "	970番地の2 "
"	江崎 昌吉	" " "	1769番地 "
"	青木 富茂	" " "	2360番地1 "

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中原町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年4月21日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
監事	平野 正法	三養基郡みやき町大字原古賀6650番地イ第1	平成17年11月19日退任

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	田中 克己	" " 6568番地1	平成18年3月22日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、千代田町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成18年4月21日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	副島 清吾	神埼市千代田町黒井517番地	平成18年3月16日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年4月21日

佐賀県知事 古川康

平成18年4月21日(金) 佐賀県公報

指定番号	指定定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
2	三養基郡みやき町大字中津隈 字寶満谷3614番12、3614番13、 3614番14及び3643番3	平成18年4月7日	5.00	68.72

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 漁業調整委員会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、松浦海区における区画漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年4月21日

松浦海区漁業調整委員会

会長 宮崎孝俊

- 1 日時
平成18年4月28日(金) 14時
- 2 場所
唐津市海岸通り7182番地217
- 3 議事
区画漁業の免許に係る免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区について